インフォメーション

令和3年6月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

中小法人・個人事業者のための「月次支援金」緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して月次支援金が支給されます。

【1.給付要件】

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出 自粛等の影響**を受けていること
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて**2021年4月以降の月間売上が**、2019年または2020年の同月比で**50%以上減少**していること。
- ※ 地方公共団体から休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給した事業者は 給付対象外です。

【2.給付額】

2019 年または 2020 年の基準月(注 1)の売上 - 2021 年の対象月(注 2)の売上

- ① 中小法人等 上限20万円/月 ② 個人事業者等 上限10万円/月
- (注1) 基準月…2019年又は2020年における対象月と同じ月
- (注 2) 対象月…対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて 2019 年 又は 2020 年の同月比で、売上が 50%以上減少した 2021 年の月

【3.申請期間】

- ① 2021 年 4 月 · 5 月分 : 2021 年 **6 月中下旬~8 月中下旬**
- ② 2021年6月分: 2021年7月1日~8月31日

【4.申請手続】

初めて月次支援金を申請する場合、申請前に<mark>登録確認機関において事前確認を受</mark>ける必要があります。

2回目以降の申請では、事前確認を受ける必要はありません。なお、一時支援金を受給した事業者についても、月次支援金を申請するために改めて事前確認を受ける必要はありません。